

解説

# 円借款事業における コンサルタントの役割と 推進工法

ふじい まさゆき  
藤井 雅之

日本工営(株)  
コンサルタント海外事業本部  
上下水道部

## 1 はじめに

円借款の歴史はすでに60年を超え、数多くの国で円借款を用いたインフラ整備事業が行われてきました。しかし、工事に携わった日本企業の数はずしも多くはなく、円借款事業に馴染みのない日本企業の方がまだまだ多いと思います。

円借款事業とは、日本国政府が(独)国際協力機構(JICA)を通して貸しつける低金利かつ長期のローンを用いて実施する事業ですが、事業の発注者は対象国の政府機関です。事業に参加するコントラクターは文化や風習、そして制度の違う国の政府機関と直接契約して工事を行うことになります。

## 2 円借款事業の契約形態

円借款事業では国際入札が基本のため、日本のコントラクターやコンサルタントが選定されるとは限りません。工事契約はFIDIC(International Federation of Consulting Engineers、国際コンサルティング・エンジニア連盟)の契約約款がベースになります。FIDICは世界的に権威のある独立・中立の立場の連盟で、1913年にベルギーに設立され、建設工事用の契約約款を多数発行している組織です。FIDIC契約約款は円借款事業だけでなく、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)

などの国際融資機関の入札図書のサンプルにも組み込まれおり、国際建設契約のスタンダードとして広く使用されています。

図-1にFIDICの契約約款をもとにした標準的な円借款事業の事業実施体制を示します。日本の公共事業では、工事施工時の各種手続は発注者とコントラクター間で行われ、コンサルタントがコントラクターと直接関わる機会は限定されていますが、円借款事業では、発注者から工事監理、指示、承認等の業務を委託され、コンサルタントがコントラクターに直接関与すること多くあります。円借款供与国の発注者には、国際入札の経験や、大型工事をマネージメントする経験が不足していることが多く、コンサルタントは発注者への支援が求められます。ただし、一方的に発注者側の立場に立つわけではなく、

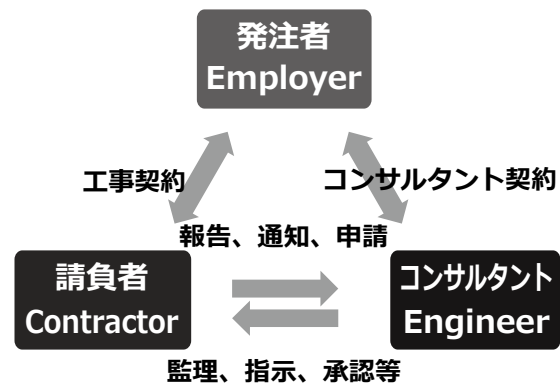


図-1 従来の標準的な円借款事業の事業実施体制

発注者とコントラクターとの解釈が違い両者間の板挟みになる場合には、あくまで契約書条件をもとにした、公正、中立の立場での判断が求められます。

### 3 円借款事業におけるコンサルタントの役割と新しい実施体制

円借款事業において、コンサルタントは施設の詳細設計から、入札図書作成・入札評価業務の支援、施工監理業務までを請け負うことがあります。詳細設計・入札支援業務と、施工管理業務は分けて発注されることが少なくありません。施工監理を担当するコンサルタントは、契約書どおりに工事が進捗するように、品質管理、数量管理、スケジュール管理等を行います。

実際の工事が設計図面や技術仕様書どおりに進められず設計変更が必要になるケースや、用地取得や工事許可の遅れに伴う工事スケジュールの変更が生じるケースでは、発注者、コントラクターの間で契約書の解釈に

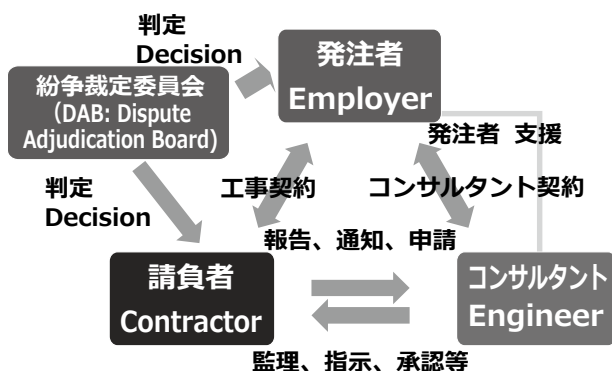


図-2 最近の円借款事業の事業実施体制

イベント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
事前資格審査(P/Q)	▼ 公示													
P/Q申請書作成		■												
P/Q評価・承認			■											
入札				▼ 入札図書配布										
入札提案書作成				■	■	■	■	■						
質問・回答				■	■	■	■	■						
技術評価・承認								■	■	■				
価格評価・承認										■	■	■		
契約														
契約協議											■	■	■	
契約書作成												■	■	▼ 着工
銀行保証・前渡金等													■	■

図-3 工事入札手続きから工事着工までのスケジュール例

齟齬が生じる場合があります。発注者とコントラクターと解釈の違いを極力なくし事業をスムーズに進めるため、最近の円借款事業では、図-2に示すように、紛争裁定委員会を工事開始と同時に設置し、両者の理解の齟齬や紛争リスクを減らす体制をとるようになってきました。この場合のコンサルタントは公平な判断をもとに発注者を支援することになります。

### 4 円借款事業で推進工法を実施する場合の課題

推進工法の工事を円借款事業で行う場合、過去の事例から以下のようなリスクが考えられます。

- ①円借款事業では設計終了から工事の開始までに通常1年以上の期間が必要(図-3)ですが、相手国政府の事情でさらに長くなる事例もあります。発展途上国の開発は急速で2~3年で土地利用状況が設計時と大きく変わることもあり、工事開始時に推進工法の設計変更(立坑の数や位置、工法、管ルート等の変更)がすでに必要になるリスクがあります。国によっては設計変更の手続きが難しい場合があります。国によっては設計変更の手続きが難しい場合があります。国によっては設計変更の手続きが難しい場合があります。
- ②入札図書には、応札するコントラクターが現地を確認しリスクを確認したうえで応札するように記載されていますが、日本からの離れた現場の状況把握は容易でないため、現場理解が不十分のまま応札し、応札価格が過少あるいは過大になるリスクがあります。

③推進工法が十分に現地関係者に認識されておらず、道路管理者等が工事許可出すまでに時間がかかり工事工程に影響を与えるリスクもあります。

これらのリスクを心配して応札を躊躇される企業の方は少なくないと思いますが、これらのリスクを発注者、応札者、コンサルタントが正しく理解を共有すれば、リスクの低減が可能と考えます。